

京都市立学校事務職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年3月31日

京都市教育委員会

教育長 在田正秀

京都市教育委員会規則第21号

京都市立学校事務職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

京都市立学校事務職員の職の設置に関する規則の一部を次のように改正する。

第2条第2項及び第3項中「事務主幹，事務主幹補，事務副主幹，事務主査及び専門幹」を「学校運営主査及び学校運営主任」に改める。

第3条を次のように改める。

(職務)

第3条 事務長は、校長を助け、命を受けて事務に係る校務をつかさどり、補佐職員があるときは、これを指揮監督する。

2 学校運営主査は、命を受けて事務に係る校務を整理する。

3 学校運営主任は、命を受けて事務に係る校務を処理する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部教職員人事課)